

## 国土調査による筆界案の作成公告

長南町蔵持区域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、下記の土地に係る筆界案を作成したので、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により、公告する。

令和7年3月 7日

長南町長 平野 貞夫

1 土地の所在・地番

別紙のとおり（19筆）

2 筆界案を確認することができる期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月28日（金）まで

ただし、時間は9時から17時までの間とし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

3 筆界案を確認することができる場所

長南町役場 建設課（保健センター2階）

4 筆界案を確認することができる者

土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

5 筆界案の作成者

長南町長 平野 貞夫

当該土地の所有者等は上記の期間内に意見を申し出ることができる。また、期間内に当該土地の所有者等から意見の申し出がない場合は、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。